

# 多国間知財外交に身をおいて

調整課審査企画室 企画調査官 伏見 邦彦

## 抄録

多国間外交（マルチ）での議論の進展の難しさが至るところで感じられる昨今ですが、マルチがグローバルスタンダードを設定するのに最もふさわしい場である事実は変わりません。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部での知財分野における多国間外交の経験に基づき、Bグループコーディネーターとしての視点も踏まえたWIPOにおける多国間交渉の進め方とWIPOにおける各委員会等での議論の現状について紹介させていただきます。

## 1. はじめに

本稿では、3年5ヶ月（平成24年7月2日～平成27年11月26日）の在ジュネーブ国際機関政府代表部での一等書記官としての勤務を通じたマルチ（多国間）知財外交の経験について紹介させていただきます。本稿中でマルチの難しさについて触れますが、WIPOの重要なマンデートの1つは規範設定であり、マルチがその性質上グローバルスタンダードを設定するために最もふさわしい場であることは今も昔も変わりはありません。マルチの議論が実際にはどのように進められているのか、そして、知財がより様々な文脈の中で扱われるようになった今の時代においてどのようなことが扱われているのかについて、具体的な経験の紹介等も交えながら多少なりともお伝えできればと考えています。

なお、本稿の内容はあくまで小官の個人的な見解であり、外務省・特許庁を始めとする我が国政府の公式見解ではないことにご留意下さい。

## 2. 多国間知財外交の最前線

### ～在ジュネーブ国際機関政府代表部とは

在ジュネーブ国際機関政府代表部は通称「寿府代」と呼ばれ、外務省が世界中に有する大使館等の在外公館の1つです。設置されている国の政府に対して日本政府を代表するのが大使館であるのに対し、代表部はその地にある国際機関等に対して日本政府を

代表する役割を担っています。ジュネーブには、国連欧州本部、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）等の国連諸機関、特許庁にとって馴染みの深い世界知的所有権機関（WIPO）に加えて、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）等の国連専門機関、世界貿易機関（WTO）などの国連システム以外の国際機関等、実に様々な国際機関が存在します。ジュネーブの他には国連本部のあるニューヨークやOECDのあるパリ等にも政府代表部が置かれています。寿府代はこのような数多くの国際機関をすべてカバーしなければならないため、2大使（特命全権大使・次席大使）、3公使（総務公使、経済公使、政務・専門機関公使）を含む約50人の外交官とほぼ同数のローカルスタッフからなる大規模な公館になっています。また、WIPOも含め専門機関での議論は専門性を必要とするものであるため、外交官のうち約半分は各省庁からの出向者であり、専門機関班においては、厚生労働省出向者がWHO、総務省出向者がITUというようにそれぞれが自分の出身省庁と関係する国際機関を担当しており、私は特許庁からの第12代目の出向者としてWIPO、WTO（TRIPS）を担当していました（著作権については文科省からの出向者が担当）。寿府代は、外務省内で「会議屋公館」とも呼ばれるように、担当国際機関が行う会合への対応が業務の中心となり、準備のための各国との打ち合わせ等も含め毎日のように行われる何らかの会合に奔走する日々です。

他の国々もジュネーブに代表部を設置しており、WIPO、WTO事務局に加えて各国代表部のWIPO、WTO (TRIPS) 担当が日々の業務のカウンターパートになります。米、独、韓国（一時期はスイスも）は日本と同じく特許庁からの出向者が外交官としてWIPO等を担当していますが、それ以外のほとんどの国のWIPO担当は職業外交官が中心で、小国の代表部では1人が複数の国際機関を掛け持ちで担当しています。なお、米、独等は特許庁出向者ではありませんが、基本的に審査官ではなく国際担当として雇われている法律家です（過去に審査官経験を持ち内部で国際部署に完全に転籍したという人はいました。）、純粋に特許審査官が外交官としてジュネーブにいるのは日本だけということになります。これは、実務経験に裏打ちされた議論ができるという強みであると共に、ある意味話すことが仕事である職業外交官達と対等に議論をしなければならないという大きなチャレンジでもありますが、極めて稀少で貴重な機会が特許審査官に与えられていると言えるでしょう。

### 3. WIPOにおける多国間交渉の進め方

#### ～地域グループとグループコーディネーター

#### (1) WIPOにおける地域グループの役割と交渉のフォーマット

WIPOは188の加盟国を有しますが、これらの国は、1) Bグループ（先進国）、2) CEBSグループ（中央ヨーロッパ及びバルト諸国）、3) アフリカグループ、4) GRULAC（ラテンアメリカ諸国）、5) アジア大洋州グループ、6) CACEECグループ（コーカサス・中央アジア・東欧グループ）及び7) 中国、の7つの地域グループに分けられています。日本は欧米諸国と共にBグループのメンバーなのですが、他の国連機関では純粋に地理的基準でグループ分けがなされているのが通常であることを考えると、先進国グループの存在は、中国が1カ国で地域グループを構成していることと合わせてWIPOにおける地域グループ構成の特異性を示すと言えます。地域グループには、大きく分けて、1) 交渉の基本単位、2) 情報伝達の基本単位、という2つの役割があります。1) については、各地域グループがグループ会合を

同じグループとしての交渉ポジションを調整して各種会合での交渉に臨み、会合では主にグループ間で交渉を行うという構図になります。また、2) については、WIPO事務局から加盟国への各種情報やグループ間での情報が各グループの代表者であるグループコーディネーターを介してグループのメンバー国に伝達されるという仕組みになります。このような地域グループそのものはどこの国際機関においても見られるものですが、ジュネーブにおける他の国際機関と比べた場合、WIPOでは交渉の基本単位としての地域グループの役割が極めて大きいと言えるようです。他の国際機関においては、地域グループ内で各国の交渉ポジションについて情報交換を行ったり、グループとしての基本的な考え方を示すグループステートメントを行ったりはするものの、必ずしもWIPOのようにグループとしての交渉ポジションを調整してグループ間交渉に臨むというやり方ではなく、交渉自体は各国に委ねるというやり方が多いようです。その意味で、地域グループを中心とした交渉というのはWIPOにおける多国間交渉の大きな1つの特徴であると言えると思います。

WIPOでの交渉のフォーマットは大きく分けると、1) プレナリー（公式な全体会合）、2) オープンエンド非公式協議（関心国はどこでも参加可能なフォーマット）、3) コーディネーター+ $\alpha$ の少数国非公式協議（交渉を効率的に進めるために非公式協議への参加を各グループのコーディネーターと各グループからの一定数の国に限定するフォーマット）及び4) コーディネーター会合（交渉への参加を各グループコーディネーターのみに限定するフォーマット）の4つに分けられます。どのフォーマットを使うかは議長やファシリテーター次第ですが、難しい問題については2) から4) の非公式協議のフォーマットが使われる場合が多く、各グループにおける立場の多様性や問題の複雑さ等の観点を考慮して最適なフォーマットを選択することになります。但し、例えば、外部に対して各国が立場を明確にしたいくないセンシティブな問題においては、ウェブキャスティングがあり議事録の残る公式会合のフォーマットを採用することにより各国の発言が抑えられ、結果として合意を導きやすいという場合があります。ですので、フォーマットの選択も合意が

得られるかどうかには大きな影響を及ぼし、議長の技量の1つであると言えます。

## (2) グループコーディネーターとその役割

各地域グループにはグループの代表としてのグループコーディネーターが置かれ、このグループコーディネーターが地域グループをベースにしたWIPOにおける多国間交渉の核を担うこととなります。赴任期間の過半となる2013年10月～2015年10月までの2年間、期せずしてBグループのグループコーディネーターを務め、自分がその立場になって初めてコーディネーターの仕事の全容が見えてきた部分もありますので、WIPOにおける多国間交渉がどのような形で進められるものなのかをお伝えする1つの材料として、その経験をもとにWIPOにおけるグループコーディネーターの主な役割がどういったものなのかを私が感じたことも含めつつ大まかに書いてみたいと思います。



写真1：ある日のBグループ会合@ルームB。ルームBがグループ名の由来との説も。

### (a) グループステートメントのドラフティング

WIPOの各種公式会合ではそれぞれのアジェンダについてまずはグループコーディネーターが各グループとしてのポジションを述べるグループステートメントを行い、他の加盟国がそれぞれの国のポジションを踏まえて必要に応じて追加的なナショナルステートメントを行うという形で進められます。知的財産保護を重視するという意味では共通の利益を有する先進国が集まっているBグループとはいえ、個々のアジェンダについてのポジションにはそれぞ

れの国のニュアンスがあり、全てのグループメンバーが満足するグループステートメントを書くのはなかなか容易なことではありません。グループステートメントはグループ会合での議論を経てファイナライズされますが、グループ会合での議論の叩き台となるドラフトの作成がコーディネーターの役割の1つです。グループ内のメンバーのポジションを平等に反映したバランスのとれたドラフトを作らないとメンバーの信頼が得られませんし、その後の調整に時間がかかりコーディネーター自身が苦労することになります。WIPOの会議数はジュネーブの国際機関の中でもトップを争う多さで、基本的に1週間単位で開催される委員会(Committee)レベル以上の公式会合だけでも年に十数回を数えますので、それらの会合について会合の間を縫ってドラフトステートメントを作成することだけでも相当な作業であると言えるかと思います。

### (b) グループ会合における議長

(a)のグループステートメントの調整や会合におけるグループとしてのポジション・交渉方針を議論、形成するためにグループコーディネーターはグループ会合を招集します。グループコーディネーターはグループ会合での議長を務めることから、グループ議長といった呼ばれ方をする場合もあります。公式会合の間中は首都からの出張者も含めてほぼ毎朝グループ会合が開催されますし、会合での議論が大きく動いてくる会期後半には昼休みにもグループ会合が開催されます。公式会合期間外でも、事前に行われる準備のためのグループ会合や頻繁に行われる非公式協議等への対応のためのグループ会合が寿府ベースでありますのでその数は相当なものになります。私自身でBグループ会合の数を数えたことはありませんが、欧州委員会の同僚によるとWIPOのためのEUコーディネーションは年に約130回開催されたとのことでしたので、多くの場合EUコーディネーションがBグループ会合の直前に連続して行われること等を考えると、Bグループ会合の数も同等かそれ以上になると考えられます。自国の考え、あるいは時として自分の考えをまくし立てる欧米の外交官や専門家達を限られた時間の中でまとめてグループとしてのポジションを形成することはかなりの困難を伴う作業で、自分の理解やま

め方が間違えていないか緊張の瞬間の連続ですが、それだけの回数をこなしていると不思議に何とかなるといふ根拠のない落ち着きだけは段々と生まれてきたような気がします。

### (c) 会合におけるグループのスポークスマン

WIPOにおける交渉には様々なフォーマットがあることに触れましたが、いずれのフォーマットであってもコーディネーターはグループのスポークスマンとしての役割を担います。グループ会合を通じて調整したグループステートメントを公式会合において発動するのはもちろんですが、それはあくまで議論の最初におけるグループポジションに過ぎないため、議論の流れに応じて、他のグループ等からの発言を踏まえつつ、反論やさらなる説明等を行う必要があります。グループとしての対処方針はあるものの、それを踏まえて具体的に何をどのタイミングで発言するかはコーディネーターの判断に委ねられていますので、オープンな会合では、ある意味グループメンバーの前でコーディネーターの力が試されることにもなります。ネイティブスピーカーやほぼネイティブスピーカーの欧米諸国が中心のBグループを代表して日本人が発言する姿が彼らの目にどう映るだろうという不安がありました。幸か不幸か会合中はそんなことを考えている余裕もありませんでした。また、最近の公式会合の場合、議事録の他にウェブキャスティングがありWIPO関係者の中には見ている人も意外に多いため、そういう別な意味での緊張感もありました。



写真2：Bグループコーディネーターとして発言する筆者。

### (d) コーディネーター会合での交渉

4つの交渉フォーマットについては(1)で触れま

したが、一般的には、交渉が困難で複雑であればあるほど交渉参加者を限定するフォーマットを好む議長が多いように思われます。したがって、コーディネーター会合が開催されるのは往々にして困難なイシューの時ということになります。コーディネーター会合の場合、相談できるグループメンバーがその場にはいないため、色々な判断を自分1人ですることが求められます。もちろんグループ会合において基本的なグループとしての対処方針には合意しているものの、対処方針があり得るシナリオを詳細に網羅できるはずもなく、細かい戦略も議論の流れによるところが大きいものです。背負っているものがグループメンバーの各国の利益であることを考えると、どこまでならコーディネーターの裁量で対応してよいか、どこまでいったらグループに持ち帰って諮る必要があるかという判断も微妙なものがあります。そのような緊張感がある会合だけに、グループへのデブリーフィングにおいて自分の行った交渉が支持された時の喜びは格別ですが、後になってもっと良いやり方があったのではないかと悔やむことも多々ありました。

### (e) グループを代表しての事務局とのやりとりやグループへのブリーフィング

グループ会合の結論としてグループとして事務局に対しある事項の明確化を求めたり申し入れを行ったりする必要性が出てくることも多々ありますが、グループを代表して事務局とやりとりを行うのもコーディネーターの仕事です。このような場合、事務局とどのようなやりとりをして、その結果グループの関心事項がどうなったかについてグループに対してデブリーフィングをする必要があります。自分のデブリーフィングの結果が各国のポジション形成のベースになるわけですから、事務局とのやりとりをどのようにメンバーに伝えるか、言葉や表現にも細心の注意を払う必要があります。最初の頃は、首都に報告するために自分が話す言葉をPCに打ち込んでいるメンバー達の姿を見て、自分が間違えた時の潜在的な影響の大きさを想像し怖くなったものでした。ただ、高位幹部と直接話をする機会も多く、事務局内に人脈が広がるのはコーディネーターの醍醐味でもあります。

また、(1)で言及した交渉フォーマットのうち、

3)と4)のフォーマットでは関心があっても協議に参加できず交渉の経緯を直接見るできないメンバーが出てくるため、交渉後のグループへのデブリーフィングもコーディネーターの重要な仕事となります。

### (3) 雑感：Bグループコーディネーターを経験して

出張者として幾つかのWIPOの会合に出ていた外務本省時代から寿府ベースの外交官として日本の立場で会合への対応をしていた寿府代赴任初期にわたり、1グループメンバーとして何人かのBグループコーディネーターを見てきました。自分がその立場に立つと思ったことは正直一瞬たりともなく、素直に言えば、自分にはできない別世界だと確信しつつ、マルチに携わる外交官の1つの晴れ舞台として遠くから憧れをもって見ていたというところだったと思います。地域グループによってはコーディネーターの各国ローテーションがある程度ルール化されていますが、Bグループには、非EU加盟国(米、加、スイス、豪、NZ、日本等)とEU加盟国が1年おきに交代でコーディネーターに就任するという慣習があるのみで、厳格なローテーションルールはありません。そのため、これまで非EU加盟国からは米やスイスが主にコーディネーターを務めていました。そのような中、2013年WIPO一般総会途中で、次期Bグループコーディネーターに立候補していたスイスが翌年にWIPO事務局長選を控えた状況の中で頻繁にBグループコーディネーターを引き受けるのは好ましくないとの政府全体での判断のもと立候補を撤回するとの噂が流れ始めました。そのような中、米等から、日本に期待しており断られたらEU加盟国に打診することも視野に入れる必要があるとの話がありました。過去に例もなく自分の中で考えてみても自分にはできない別世界だとの思いを変える材料は見当たりませんでしたので、どちらかと言うと断るにあたって真剣に検討した姿勢をみせるとの観点から、時間をかけてグループの主要メンバーとそれぞれバイでコーヒーを飲みながらBグループの今後について話をしました。不思議なことに、その過程で、当初の意図に反し、他国からの期待を受けて何もやらずに断るわけにはいかないし、推されてやるなら他国も支えてくれるだろう、それで仮に

精一杯頑張ったら駄目だったら格好良くはなくても最初に断るよりは寿府での人間関係上いいだろう、との思いが強くなりコーディネーター就任の要請を受けることにしました。結果的には、各国のサポートの下、本来の1年の任期を乗り切り、次にコーディネーターを出す順番であったEU各国からも異例の2期目の続投要請を受け、最近のBグループの歴史の中では最長となる2年間を全うすることが出来ました。就任受諾の決断が出来たのも、そして、その後結果として延長となった任期を全うできたのも、各国との良い人間関係があったのもだったと思っています。物事が実質上非公式な場で決まることの多いマルチにおいて、その意思決定からんでいくためには属人的な人間関係が重要であり、それゆえに、コーディネーターとしてグループを率いていくために最も必要なものは信頼につながるそのような基盤となる人間関係なのかも知れません。帰国の記念にBグループの仲間からもらったモンブランの絵を見ながらそんな思いが浮かんでくる今日この頃です。マルチ外交に関わることになったら、そのためのツールとしての語学やサブの知識も必要ですが、各国のカウンターパートとよく話をし、色々な人間関係を構築することをお勧めします。何をやるにしてもそれが良い基盤になることは間違いありません。

#### Bグループコーディネーター変遷

|           |            |
|-----------|------------|
| 1999-2000 | 日本(外務省参事官) |
| 2000-2001 | フランス       |
| 2001-2002 | 米国         |
| 2002-2003 | ポルトガル      |
| 2003-2004 | カナダ        |
| 2004-2005 | イタリア       |
| 2005-2006 | スイス        |
| 2006-2007 | イタリア       |
| 2007-2008 | 米国         |
| 2008-2009 | ドイツ        |
| 2009-2010 | スイス        |
| 2010-2011 | フランス       |
| 2011-2012 | 米国         |
| 2012-2013 | ベルギー       |
| 2013-2014 | 日本         |
| 2014-2015 | 日本         |
| 2015-2016 | ギリシャ       |

1999-2000年頃から寿府代担当官によるEUと非EUの1年交代が慣行化。

## 4. WIPOにおける最近の議論

WIPOでは多数のフォーラムで幅広い事項が日々議論されていますが、少なくとも委員会以上の会合の全ての現場に実際に身を置き、議論の動向を肌で感じられるのは寿府代書記官の特権でもあります。その観点から、ここでは自分なりの主観的な印象も含めつつWIPOの主要会合の現状について俯瞰してみたいと思います。WIPOにおける交渉は、明確なディールの構図にはならなくても、主題事項の異なる各種交渉の状況が相互に影響し合うので全体像を知ることも重要です。WIPOで議論されていることは、同じ知財に関連することであっても日々の審査業務とは一見全く関係ないことが多いかと思いますが、これもまた知財の一側面であることは事実です。各会合での議論の状況や具体的な交渉例等を通して、マルチでの個別の議論が具体的にどのように進むのか、また、WIPOというマルチのフォーラムの全体像がどうなっているのかについて興味を持って頂く一助になれば幸いです。



写真3：WIPOのある会合における代表团。特許庁、外務省、文化庁、代表部と様々な肩書で来ていますが元はと言えば皆特許庁の人。知財の世界と言えども特許庁の影響力がここまで強い国は他にありません（手前右が筆者）。

### (1) WIPO一般総会

(GA：WIPO General Assembly)

加盟国総会は毎年秋に開催されますが、2014年にガリ事務局長再選が決まった事務局長選があったこともあり、赴任期間中には臨時総会も含め6回の総会を経験しました。総会では各委員会からの勧告、報告等も含め様々な事項が議論されますが、委

員会レベルで決着のつかない問題が増え、ここ数年は委員会からの報告を受ける場というよりは総会そのものが1年で最も厳しい交渉の場と化している感があります。各委員会関連事項については各委員会の項目で述べるとして、ここでは、それぞれ別な構図で難航した2回の計画予算に関する議論をご紹介します。計画予算は組織の基盤であり、その承認は組織にとって最も大きな関心事項であるとも言えます。

### (a) 外部事務所問題に揺れた2014/2015計画予算

国連機関の自国への外部事務所誘致は分かりやすい外交成果でもあるため、一般的に多くの国にとって極めて関心の高い事項であると言えます。WIPOの外部事務所に関する非公式協議には、座りきれない程の各国大使が集まることもあり、外部事務所誘致の外交における意味を改めて実感する場面でした。そのようにセンシティブ性の高い外部事務所関し、WIPO事務局より、中国、ロシア、米、アフリカ2カ所に新規事務所を設立する内容を含む2014/2015計画予算案が出されました。この提案が事前に加盟国との協議を経ることなく出されたことから、組織のガバナンスや財政的影響の観点で新規事務所設立に慎重な欧州を中心とする先進国、自国への誘致に強い関心を有する途上国の双方から強い反発が出ました。総会においては、新規事務所設立のためにはまず設立基準を示す基本指針が必要との流れになり、基本指針策定のための議論が行われましたが、自国に誘致したい国や政治的な関係から特定の国の事務所設立に懸念を有する国等各国の政治的思惑が入り乱れ、連日の深夜に及ぶ協議にもかかわらず合意には至らず、その結果として次会計年度の計画予算を承認できないまま通常総会が閉会するに至りました。これに加えて問題を複雑にしたのが、ロシアと中国が既にWIPOとの間で覚書を交わしており設立をペンディングにすることが政治的に極めて困難であったこと、及び、欧米諸国が情報セキュリティの観点からIT設備のWIPO自身による調達及びPCT等のプロセッシングに直接関連する業務を外部事務所が行わない旨の総会決定に拘ったことでした。上記の政治的な理由から総会議長は中国、ロシアの外部事務所を他の新規事務所と切り離し、2014/2015計画予算に中国、ロシアのみを含

めると共に、他の事務所については後に基本指針と具体的な設置場所について合意が得られた場合に使える予算を確保しておくに留めるとの方向性を打ち出しました。大まかな方向性は現実的な解として受け止められましたが、情報セキュリティの問題の解決は大使レベルで議論がなされるほど欧米諸国にとって必須のものであり、直接的に計画予算承認の可否につながったため、単なる欧米諸国の関心を超えて、他の加盟国や事務局も含め組織全体にとっての重要な問題となりました。中国も政治レベルまで上がっているとされる事務所設立にケチをつけるわけにはいかず、国の面子から相当にセンシティブティの高い模様でした。駆け出しのコーディネーターだった私にとって影響の大きすぎる問題でしたが、そう言ってもいられず、12月の臨時総会に向けて連日のようにBグループ会合と中国、ロシアとの三者会合を繰り返して妥協案を模索、また、事務局とも様々なシナリオを検討しながら臨時総会を迎えました。臨時総会では、少し歯車が狂うと再び激しい対立に戻りかねない状況でしたが、何とか描いたシナリオどおりに物事が進み無事に2014/2015計画予算の承認にこぎ着けました。政治色の強い厳しい交渉に、この後1年近くもコーディネーターが続けられるのか、との思いもしばしばよぎりましたが、今になって振り返ると、この交渉の成功がその後の基盤になったのではないかと思います。

#### (b) リスボン同盟問題に揺れた2016/2017計画予算

2015年5月、リスボン同盟非加盟国に対しても投票権を含む加盟国と同等の参加資格を認めるかどうかのオブザーバー問題や地理的表示への保護対象拡大にあたり sui generis型の制度を前提とするか商標による保護制度も許容し得る規定とするかのサブスタンスの問題でもめにもめたリスボン改正協定のための外交会議は、最終的に投票権を有するリスボン同盟国が自分たちの主張を押し通す形でジュネーブアクト(改正協定)を採択して閉幕しました。リスボン同盟国のやり方を非難する米国の強いクロージングステートメントを会場で聞きながら、今後のWIPOへの影響に思いを馳せつつも、正直その時点では計画予算にまで飛び火するとは思っていませんでした。

時は2015年7月、2016/2017計画予算を議論する計画予算委員会において、米国は、赤字となっているリスボン同盟の財政的持続可能性の確保等を計画予算承認の条件として突きつけ、それが満たされない限りは計画予算を承認しないと、一気に2016/2017計画予算の承認が危ぶまれる事態となりました。一方のリスボン同盟国はジュネーブアクトの発効が財政的持続可能性に資するとしつつ、ハーグ同盟の赤字やWIPOの単一予算制度を理由に何らかの措置にコミットする姿勢をみせませんでした。7月、9月の2回の計画予算委員会を経て幾つかの細かい問題は解決されたものの、本質であるリスボン同盟の財政的持続可能性の問題については両者譲ることなく10月の総会を迎えることになりました。リスボン同盟を巡る対立は、主に欧州と米の対立であるためBグループ内で扱うべき対立とみる向きもなくはありませんでしたが、地理的表示を巡る対立はWTOや地域経済連携でも長年の対立軸となっているものであり、そのような根本的な立場の違いの解決をグループ内調整に委ねることは本来の地域グループシステムの主旨ではありません。また、リスボン同盟の主要プレーヤーの過半はCEBSグループに属する中東欧諸国であるという点でもBグループの文脈を超えています。そのような状況下で、グループ内で拙速な妥協を図ろうと調整を進めると、一歩間違えれば各国の交渉戦略を邪魔し、コーディネーターとしての信頼を失う危険がありますが、その一方で、本件がBグループコーディネーターの範疇でないとはいえ、各国の妥協を探るにあたってBグループコーディネーターが最も有用な人脈と関係を持っているはずだと思われることは否定できず、何もしないわけにもいきません。通常のグループ間交渉と異なるこの複雑な構図はコーディネーターとして極めて微妙で難しいものでした。そこで、総会途中のタイミングまでは、グループ内で計画予算承認の重要性を説くと共にリスボン同盟国・非同盟国間の直接対話のきっかけを作るよう働きかけるに留め、自分が積極的に関与すべきタイミングを見極めることにしました。その後、総会議長であるコロンビア大使から本件解決に個人として協力して欲しいと直接要請を受けたこともあり、同盟国・非同盟国間の直接の対話がなされたうえで議論が進まないとの雰囲気になったタ

イミングを見極め、あくまで参考として妥協案のコンセプトをグループ内に提示し、個人のキャパシティで他グループも含めた少数国非公式協議を招集しました。その会合では、これまで同じ条件を繰り返すのみだった米も、上記コンセプトをスイス、豪がテキストに落としたものを修正する形で、議会等との関係で本当に譲れないラインが読み取れるような発言を始め、これをきっかけに計画予算承認に向けてお互いのレッドラインを考慮した上で協力的に対話していく雰囲気醸成されました。雰囲気というのは大事なもので、敵対的な雰囲気での交渉では両者の本当のレッドラインが見えず、また、大事をとってお互いに本当のレッドラインのはるか手前で止まろうとするため交渉は進みません。その後、議長主催非公式協議を経て、議長とバイで話す中で具体的なテキストを出すべきタイミングになったと考えたため、少数非公式協議や議長主催非公式協議での議論を踏まえたテキストを作成、日本案として提出したところ、その後の協議で日本案をベースにすることが合意され、全体合意に向けて議論が一気に進み、総会最終日深夜に計画予算案が無事承認されました。一時は計画予算の承認はほぼ無理との見方が支配的だっただけに関係者の喜びはひとしおでした。これは、ある意味公式な立場を離れて交渉を進めた経験とも言えますが、それを通じて学んだことは、微妙な交渉を進めるのに重要な要素の一つは、どのタイミングで、誰と、どのようなフォーマットで話すかであり、やはり交渉は人であるということでした。

## (2) 計画予算委員会

### (PBC : Program and Budget Committee)

PBCは計画予算年(WIPOは2カ年予算を採用しているため2年に1度)には年2回開催され、翌年からの計画予算案についての議論が中心になりますが、それ以外の年も年に1回開催され、監査や計画予算の執行状況等についての議論が行われます。(1)で述べましたように、私が経験した2回の計画予算の議論はいずれも核となる大きな問題が総会まで持ち越されていますので、ここではそれ以外に長年の間、計画予算委員会において議論されている(orされていた)事項についてご紹介します。

## (a) 開発支出の定義

WIPOの開発アジェンダ採択を受け、WIPOの計画予算のうちどの程度が開発関連活動に支出されているかを示す指標の定義について約4年にわたって議論が続き、2015年9月の第24回会合においてようやく合意に至りました。会合での合意後に担当事務局長補が、合意した開発予算定義の書かれたペーパーに各グループコーディネーターの署名を求めて回っていたこともこの交渉の困難さを象徴している出来事の1つでしょう。途上国は、開発予算として計算されるべき活動を出来るだけ具体的に列挙して厳密なものとし事務局の解釈の余地が少ない明確な定義とすることを志向していたのに対し、先進国は、人件費等も含めて開発関連活動が漏れなく計算できるような解釈に柔軟性のある簡潔な定義を好み、また、PCTの料金減額といった途上国の利益も反映されるべきとの立場をとり交渉は難航しました。合意した定義が開発関連予算の数値目標等につながることへの先進国の懸念を踏まえ、本定義はあくまで会計目的である旨が定義に明示されましたが、対立の背景には、途上国が厳格な定義により低い数字を得て対外的にWIPOの開発関連活動が不十分だとアピールするのに使うのではないかという先進国側の懸念がありました。また、WIPOの幅広い技術支援や料金減額等の施策に十分裨益しているにも関わらず政治的目的から少しでも低い数字を得ようとしていると感じられる途上国の交渉姿勢に対する先進国の感情もあつたかも知れません。比較的厳格な定義に加え、補完的な数字を合わせて示すプレゼンテーションの工夫や、そもそも定義に含まれない戦略目標を明示することで定義が包括的ではないことを明確にする手法により合意にこぎつけることができましたが、本件は、WIPOにおける交渉が知財に直接関連しない幅広い事項に及ぶ1つの例であると同時に、開発問題のセンシティブ性の高さを示す1つの例であると言えるでしょう。また、1つの定義に関する交渉の時間軸の長さには驚かれる方もいると思いますが、その時間軸は、コンセンサスをベースとする多国間交渉における合意がいかに難しいかを示しているとも言えるでしょう。

## (b) ガバナンス

途上国は従来から執行理事会のような新しいガバ

ナンス構造の導入等を通じてWIPOにおける途上国の発言権を強めようとしています。2014年に出された国連合同監査団(JIU)によるレビュー報告書でWIPOの複雑なガバナンス構造の見直しに関する議論が勧告されたことにより、その主張を強めています。先進国の多くは、監査の観点も含めWIPOのガバナンスは改善しており、具体的な問題点が同定されれば議論することは妨げないものの、ガバナンス全般に関する議論はもはや不要との立場をとっています。しかし、先進国の中にもJIUのレビューを尊重しガバナンスの議論自体を否定すべきでないとの強い立場をとる国があり、グループ内でも大きく意見が分かれています。

### (3) 特許法常設委員会

(SCP : Standing Committee on the law of Patents)

SCPは2000年～2005年まで実体特許法条約の作成に向けた議論を続け、マルチにおける特許制度調和に関する議論の場となっていました。南北対立の激化によりその後3年間は会合自体を開催できない状況となりました。その後、2008年に会合再開にこぎつけ、2011年の第16回会合以降は、「特許の質(異議制度を含む)」、「秘匿特権」、「特許権の例外と制限」「特許と健康」及び「技術移転」の5項目のテーマに合意し、SCPの作業をファクトファインディングに限定し制度調和につなげないとの前提のもとで当該テーマ下での次回会合の作業に合意することで議論を継続しています。しかし、そのようなアプローチの下でさえも、激しい対立が続いています。先進国が、特許制度調和の議論を将来的にマルチの枠組みに戻す可能性を維持することも念頭に「特許の質」の議論を重視し、ワークシェアリング等の議論を進めたいと考え、また、国境を越えた問題である「秘匿特権」についての国際的なレベルでの議論にも強い関心を有しているのに対し、途上国は、「特許と健康」及び「技術移転」の文脈における特許保護のネガティブな面にさらなる光を当て、権利保護の側面ではなくいわゆる柔軟性(flexibility)の1つである「例外と制限」を一義的に推奨すべき政策ツールとしてさらに強調しようとしています。そのため、最近の会合は、これらのテーマに関するサブスタンスの議論よりも、むしろ、次回会合にお

ける作業パッケージに合意できるかどうかという点を中心になっており、会期中はそのための非公式協議にかなりの時間が費やされています。5つのテーマのうち3つ(「特許と健康」、「技術移転」及び「例外と制限」)が主に途上国の関心事項であるためテーマの構成自体が途上国寄りであるとの認識を一部先進国が持っていることや、特許制度調和が先進国内での議論の状況の観点からもマルチで取り上げる状況にはない中でマルチの文脈での特許に関する先進国の積極的利益が相対的に少ないとの受け止め方も強い中、今、SCPにおける先進国側の交渉スタンスは相当守りに入っているとと言えます。一方の途上国は自分達の選好する3つのテーマに関して具体的提案を強く押す一方で、ワークシェアリングや秘匿特権に関する国際的な議論自体すら何らかの調和につながるかねないとして受け入れない制度調和に関する過敏とも言える警戒をもち続けており、次回会合の作業パッケージに関する交渉は毎回困難を極めています。SCPにおける作業パッケージに関する交渉も基本的にコーディネーター会合の形式で行われており、会合期間中に、グループ会合とコーディネーター会合が議長の下で繰り返し開催され各グループ間の妥協を図る形で進められますが、Bグループの一部メンバーの慎重な守りの姿勢は思いのほか強く、合意に向けた妥協点を探るにあたっては他グループとの交渉だけではなくグループメンバーの説得も大きな課題でした。私がグループコーディネーターを務めた2年間には第20～22回の3回のSCPが開催されましたが、第21回会合ではパッケージに合意できず、また、帰国後に開催された第23回会合も合意に至らずに終わったとのこと。5つの合意されたテーマに加え、2014年にはGRULACから「途上国のためのモデルロー」の改訂を行う旨の提案がなされました。解釈によっては制度調和へのステップともなり得る作業なのですが、SCPを巡るこのような状況の中で、先進国は、提案の意図が「制限と例外」の強化等にあるのではないかと強く警戒しており、作業の進展は合意されていません。現在の状況を考えると、SCPにおいて何らかのルールメイキングが近い将来行える状況はなかなか容易には想像できませんが、WIPOが特許について議論するマルチの場を維持することは知財外交全体の文脈では極めて重要であると考えられ、そのためには、

先進国と途上国が共に概念的な議論を離れて相互理解を深め、強い警戒心から真のレッドラインの大きく手前で止まることなく、小さな合意を積み重ねていくことが必要だと思われます。

#### (4) 商標法等常設委員会

(SCT : Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications)

最近のSCTの議論の中心は意匠法条約 (Design Law Treaty) になっています。この条約は、特許における特許法条約 (PLT)、商標におけるシンガポール条約 (STLT) と同じく各国における方式要件の簡素化により知財制度ユーザーにとっての利便性向上を図ることを目的にした条約であり、ある意味、特許と商標において既に行われていることと基本的に同様のことを意匠の世界においても実現しようというものです。しかし、同様のことを実現することが現在のマルチにおいてはより難しくなっていることを如実に示すのがこのDLTを巡る交渉の経緯であるともいえます。

2012年10月の加盟国総会において「2013年の一般総会 (DLTの) テキスト及び進展のストック・テイキングを行い、外交会議の開催について決定する」との決定がなされ、サブスタンスについての条約及び規則草案についてはその後のSCTでの議論を経て外交会議が開催されるに十分なテキストが作成されました。しかし、それ以来5回の総会 (臨時総会を含む) を経た今となっても外交会議の開催について実質的な合意が得られていないのです。外交会議開催への合意に向けて障害となっているのが、1) 技術支援に関する規定の仕方、及び、2) 遺伝資源等に関する出所開示の扱い、の2点です。

1) については、2013年の総会時点から中心論点となっていることですが、技術支援について何を規定するかという中身に関する問題ではなく、技術支援に関する規定を条約本体の条文として規定することが必要とする途上国と、特許法条約等の方式に関する条約の先例に沿って外交会議付帯決議等で規定すべきとする米の間の規定の仕方に関する対立が問題になっています。米以外の先進国は、外交会議付帯決議等が好ましいとしつつも、早期の外交会議開

催によるユーザーメリットの実現との観点から柔軟性を示していますが、米は、外交会議の段階で条文にすべきか決議にすべきかを議論すること自体は受け入れられるという言い方によって変わってきてはいるものの、外交会議開催に合意する前提として条文化に合意することは受け入れられないとの姿勢を堅持しています。米のこの厳しい姿勢は、意匠と技術支援の関係において何らかの問題を持っているというわけではなく、技術支援を条文化する合意をルールメイキングプロセスの前提とする先例を作り、他のルールメイキングにおいても途上国がそのようなストラテジーを取るようになることを懸念しているものです。一方、途上国は、技術支援に関するより強いコミットメントとして、外交会議開催に合意するためには技術支援を条文化する事前の合意が必要との強い姿勢を長期間とり続けてきました。

2014年11月にSCT第32回会合が開催されるまでは外交会議開催に向けた論点は上記の1) だけだったのですが、第32回会合においてアフリカグループが遺伝資源等の出所開示に関する条項を提案し、2) の論点が変わり事態がさらに複雑化しました。この提案は、方式簡素化との条約の目的とは無関係で明らかに対立のある内容を交渉最終段階になって突然提案し合意を遠のかせるものとして、先進国側からの強い反発を生みました。提案のタイミングが2014年9月の総会で遺伝資源等政府間委員会 (IGC) に関する交渉が決裂した直後であったことから、また、この総会で外部事務所に関する交渉も暗礁に乗り上げアフリカ地域への外部事務所設置がまた先延ばしになっていたことから、DLTにおける出所開示の提案は自分達の強い関心事項が進まなければ他の事項もブロックするというアフリカグループによる政治的メッセージではないか、との推測がなされました。そのような中、アフリカグループは第33回会合において、提案の目的はDLTを通じて遺伝資源等の出所開示の義務を課すことではなく、既に幾つかの国に導入されている出所開示等の義務がDLTの下でも禁止されないことを担保することであるとの説明を行いました。第32回会合に提出されたテキスト案は明らかに義務を課すると解釈できるものであり、先のような説明をしながらも約1年の間テキスト自体を自ら修正する姿勢は見せませんでした。このようなアフリカ

ループの姿勢と提案のタイミングが先進国の猜疑心とセンシティブティを高め、立場を堅くし交渉をより難しいものにしたのではないかと考えられます。2015年11月の第34回会合においてアフリカグループはようやくそれまでの説明ぶりを踏まえた修正提案を提出しましたが、条文中での遺伝資源等への言及によるインプリケーションという実質的な観点での問題と上記の経緯で高まった先進国側の猜疑心とセンシティブティにより外交会議開催への道のりは引き続きまだまだ難しい状況にあると言えます。

アフリカグループの関心は最近になって技術支援から出所開示にシフトしてきており、遺伝資源等の出所開示に関する規定をブラケットで保持することが出来れば、技術支援については条文と決議の両者の可能性を残した形でも外交会議の開催を受け入れると思われる。そのため、外交会議の運命は、遺伝資源等の出所開示について、ブラケットつきで外交会議に送ることを両者が受け入れられる書きぶりを見つけられるかどうかにかかっています。2015年の一般総会では、「技術支援と開示に関する議論が第34回会合及び第35回会合において完了した時のみ、2017年前半の最後に意匠法条約採択のための外交会議を開催する」との決定をしており、この決定は依然として残る2つの問題の解決自体には実質的な意味を持つものではありませんが、具体的な外交会議の時期を条件付きながら決定していることでこれまでよりは前向きなモメンタムを表すものであると解釈できます。そのモメンタムを維持し、次のSCTにおいて出所開示に関する精神的なテキスト交渉が行われることが期待されます。

意匠以外については、地理的表示を巡る欧州諸国と米の攻防が今後どのように進展していくかも1つのポイントです。Sui generis型の欧州と商標型の米の根本的な考え方の違いから、最近のSCTでは同じ議論が繰り返され具体的な作業には何ら合意が得られない状況が続いてきたところですが、2015年一般総会における計画予算案とリスボン同盟を巡る交渉によって、米の主張をもとに、SCTにおいてGIの保護に関する各国・地域の制度について調査を行う旨の決定がなされました。今後、米がこの決定をどのように戦略的に使いSCTでの交渉を進めていくか興味をもたれるところです。

## (5) 著作権等常設委員会

(SCCR : Standing Committee on Copyright and Related Rights)

SCCRは著作権に関するものであるため、寿府代においては文科省出向者の担当となりますが、グループコーディネーターはWIPOにおける交渉の全体像を把握し横断的な交渉が出来る必要があるとの観点から1人で全ての分野をカバーするのが通常です。そのため、ナショナルキャパシティの機能を文科省出向者に残しつつ、私もコーディネーターの2年間はSCCRをカバーし5回の会合(SCCR26からSCCR30)に出席しました。

SCCRは最近、2012年に採択された北京条約(視覚的表現の保護)、2013年に採択されたマラケシュ条約(視覚障害者等の出版物へのアクセス促進)の交渉の場としての機能を果たしてきましたが、それらの作業が終わった現在、再び各国の思惑が複雑に錯綜する非常に難しい状態に直面しているとも言えるかも知れません。現在SCCRにおいて議論されているのは、「放送機関の保護(放送条約)」、「図書館・アーカイブのための制限・例外」及び「教育と研究機関等のための制限・例外」の3つになります。1つの大雑把な構造としては、権利保護の強化・促進との観点から先進国アジェンダと見なされる放送条約に対して、残る2つは著作権の制限・例外に関するとの観点から途上国アジェンダと見なされています。本来、放送機関の保護については、ワールドカップの文脈も含め南アフリカが高い関心を有する等、首都レベルで放送機関の保護に強い関心を示し積極的に交渉を進めようとした途上国も幾つかあり、単純な先進国アジェンダとは異なるものでした。しかし、北京条約等の交渉経緯を通じ、次回会合における各アジェンダに割り振る時間を前の会合における交渉によって明確に決定する慣習がSCCRにはあり、そのような交渉において途上国全体にとってより関心の高い2つの権利の制限・例外に重点を置くためには、放送条約を純粋な先進国アジェンダと位置づけてバランス論を展開する方が交渉しやすいということもあってか、グループ内に放送条約を支持する国を有するアフリカグループやGRULACもグループとしては、放送条約は先進国の関心、制限・例外が途上国の関心といった単純化を

行う交渉戦略をとっていました。少なくとも一部の国が放送条約に強い関心を持つ中でこのような戦略がグループの戦略として上回ったのは、これらのグループにおける首都の推進派は外務省ではなく著作権担当省庁であったため、寿府ベースでなされる外務省中心のグループ交渉戦略の決定において影響力を発揮できなかったことも一因ではないかと推測されます。その流れの中、GRULAC及びアフリカグループを中心とする途上国は様々な場面で各アジェンダの同等な扱いに関する主張を強めました。外交会議についてターゲットを定めたことがあり条約テキスト案も存在した放送条約と、成果文書の性質を予断せずに総会への勧告のターゲットを定めてはいたものの作業の具体的な方向性についてすら合意が得られていない制限・例外は、根本的に作業の進捗・レベルが異なっており、同等な扱いというのは本来意味をなしません。しかし、GRULAC等の交渉戦略上の主張から放送条約の議論の進展が制限・例外に関する議論の進展に足を引っ張られるような状況が生まれてきました。

さらに、GRULAC等がそのような交渉戦術をとる中で、全体の、特に放送条約の進展をさらに難しくしているのは、1) 放送条約について、主題事項の複雑さ等から必ずしもサブに関する成熟度が外交会議開催に十分な段階に近いとまではまだ言い切れないこと、及び、Bグループ内にも国内利害関係者との調整の必要性から他メンバーと同じスピード感を共有していない国がありBグループとしての外交会議への推進力が完全ではないこと、2) 制限・例外について、EUが、テキストベースの作業やあり得る成果物としての条約への言及といった過去に合意された事項までも認めないとする強いポジションを打ち出したことで作業方法を巡って議論が膠着しBグループが議論をスタックさせているとの印象を与えていること、が挙げられます。

このような状況のもと、放送条約については、議長ノンペーパー等を通じてサブスタンス及び各国立場への理解を深めることで合意可能な条約テキスト作成の素地を作り、制限・例外については、ようやく今後の作業方法について合意がなされる等、一歩ずつ前に進んではいますが、今後、放送条約採択のための外交会議に合意するためにGRULAC等による制限・例外との人工的なリンケージにどう対応して

いくかという難しい問題の解はまだ見えていません。

## (6) 開発と知財に関する委員会

(CDIP : Committee on Development and Intellectual Property)

国連がミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に向けて活動する中、国連の専門機関であるWIPOも開発に貢献する必要があるとの開発フレンズの主張に端を発した交渉の結果、WIPOの取り組むべき「開発アジェンダ」が2007年の一般総会で合意され、合わせて、その実施のための作業計画の策定や履行状況の確認等のためにCDIPが設立されました。

技術協力・キャパビル等の重要性は言を待たないものの、開発アジェンダ採択から数年が経過し、開発アジェンダに関連する事項がWIPO本来の技術的な議論を妨げるような事態が発生、途上国がいかなる議論においても開発アジェンダを御旗の錦として掲げWIPOのマנדートが開発アジェンダの採択によって変わったと主張する状況に対し、先進国のフラストレーションは相当溜まってきたといえます。その結果として、2014年のCDIPでは、Bグループとして、WIPOの目的はWIPO設立条約で規定されている「知的所有権の保護の促進」であり、開発アジェンダもその目的を達成するために実施されるものであってWIPOの目的や性質を変えるものではないとの強いメッセージを発するに至りました。WIPOでの交渉を通じて自分の中にも同様なフラストレーションが溜まっていたので、そのためのグループステートメントのドラフティングには力が入り、デリバリーする際にも自分の思いが自然に込められたのを記憶しています。

2015年の持続可能な開発目標 (SDGs) の合意により国連における開発の議論が新たなフェーズに移る中、2015年11月に開催されたCDIP第16回会合では早速WIPOとSDGsの関係が取り上げられました。WIPOのマנדートに沿った開発目標への貢献が重要であることに異論はありませんが、SDGsが開発アジェンダと同様にWIPOのマנדートの解釈を変えようとする試みに使われたり、WIPOを開発機関化するための道具として使われたりしないように注視していく必要があると思われます。

CDIPでは数多くの事項が議論されていますが、

その中で主なものについて以下に簡単に書かせて頂こうと思います。

#### (a) 開発アジェンダ勧告の実施に関する外部評価

2010年の一般総会により外部評価の実施が決定されましたが、外部評価のTORに関するCDIPでの交渉は、技術協力に関する実務経験者の関与が重要とし、レビューの範囲を総会決定に沿って限定することを選好する先進国と、開発の専門家によるレビューを選好、各勧告の履行のみならず開発アジェンダがWIPOに与えた影響にまで範囲を広げたい途上国の間で数回の会合を要し、2014年11月のCDIP第14回会合において合意されました。現在は、合意されたTORに基づいてレビューチームが作業を進めていますが、中間報告はレビューの範囲に関する先進国の懸念を惹起させるものであり、外部報告の結果が今後開発アジェンダ自体の強化等の広範な議論につながるものにならないか懸念のあるところです。

#### (b) 知的財産と技術移転に関するプロジェクト

開発アジェンダ勧告実施のためのプロジェクトの1つですが、その一環の研究報告書の一部がアンチ知財で有名なNGOの者に依頼される等の問題が生じた経緯があります。そのような中、プロジェクトの集大成として開催された2015年2月のハイレベル専門家フォーラムで専門家パネルが取りまとめたパネルの意見は、先進国にとっても概ね問題のない合理的なものでしたが、プロジェクトの研究成果等が全く反映されていないとして途上国が反発、今後の作業についての議論が難航しました。2015年11月の第16回会合の結果、既存のWIPOの技術移転関連活動のマッピング作業をした後に、各国がプロジェクト全体のアウトプットを踏まえてコメントを提出する機会を与えられ、それに基づいてCDIPで検討していくことになりましたが、技術移転における知財の意味合いに関する先進国と途上国の考え方の違いから今後厳しい交渉となることが予想されます。

#### (c) 技術協力の改善

2011年11月のCDIP第8回会合に提出された標記の外部報告書に含まれる多数の勧告を巡り、柔軟性の一義的な奨励やアンチ知財のアカデミアのさら

なる関与等による技術協力の歪曲に懸念を有する先進国は、問題のない幾つかの勧告を選んで議論に応じてきました。しかし、問題のない勧告については議論が尽くされ、事務局から適切で実施可能な勧告は全て実施されているとする最新の報告が出されたことにより、先進国はその報告を支持し、本外部報告書に関する議論を終えて新しい手法で技術協力について議論すべきとの立場をとるようになりました。その一方で、途上国は事務局によって実施が不適切とされた勧告も含め全てをCDIPで議論すべきとの主張を続け、立場に懸隔のある状態が続いています。我が国の技術協力に対する貢献が受益国の現場では高い評価を受ける一方で、マルチ外交においては別世界のような議論がなされている現状に、一朝一夕に出来ることではないですが、この2つの世界をつなげる戦略の必要性を強く感じます。

#### (d) その他

2010年の総会で合意された開発アジェンダの調整メカニズム（開発アジェンダ勧告実施を監視、評価、議論及び報告するためのメカニズム）の対象範囲（詳細は下記(8)参照）、開発と知財に関する恒久アジェンダの追加等が長期にわたって合意の得られない事項として議論されている他、CDIPでは開発アジェンダ勧告実施のための多数の個別プロジェクトやその評価も議論されています。また、スピーカー選定手続きを巡って、事務局を詳細に管理することを選好した途上国とそのような加盟国による事務局の過度な管理は避けるべきとする先進国の間で長期の対立が見られCDIP第14回会合でようやく合意に至った「知財と開発に関する国際会議」が2016



写真4：CDIP副議長として不在の議長（アルゼンチン代表部大使）に代わってプレナリーの議事進行をする筆者。

年4月に開催されることとなります。

## (7) 遺伝資源等政府間委員会

(IGC : Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)

IGCはこれまでに述べた常設委員会とは異なり、2年毎のマンデートが総会によって更新されることによって遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現に関する議論を継続してきました。2009年の総会において合意されたマンデートは、「国際的法的文書 (an international legal instrument (or instruments)) のテキストへの合意を目的としたテキストベースの交渉を開始すること」としてIGCの作業の目的と性質をより具体的に定義した点及び「2011年の総会が外交会議の開催について決定する (will decide on convening a Diplomatic Conference)」として外交会議の開催に初めて言及した点で、2001年からのIGCの歴史における大きな転換点であったと言えます。これを機にIGCでの作業は統一テキストをベースにした具体的なテキストの議論が中心となり、2012/2013、2014/2015の類似のマンデートのもと、成果物の法的性質に関する大きな対立点を横に置いたまま、テキストに関する議論が進められていきました。2014年以前の事務局長再選までは選挙に関する考慮もあってか、先進国が対立の深い事項の議論を避けテキスト交渉に建設的に臨む姿勢を示すスタンスをとっていたことや、2012年のIGC第20回会合から議長となった現議長の強いリーダーシップでテキスト交渉が進んだことにより、途上国の期待は現実以上に高まっていったものと思われます。しかし、2009年合意マンデートの上記の記載ぶりが法的拘束力のない成果物も許容するとの理解のもとで同マンデートを受け入れた先進国に対し、途上国が引き続き法的拘束力のある条約に強く固執する両者の立場に大きな変化はなく、その問題を横に置いたままのテキストベースの作業の進展と途上国の期待の増大は、ある意味時限爆弾を抱えて走っているような危険な状況と言えたのではないかと思います。そして、時限爆弾の爆発は予想外に早く2104年の総会でやってきました。IGCの2015年作業計画に関する交渉において、

アフリカグループは2014/2015マンデートは外交会議開催に合意するものであり2015年作業計画に外交会議を含める必要があるとの主張を展開、誰もがブラフで最後には妥協すると疑わない中、とうとう最後までその立場を堅持し、交渉が決裂、2015年にはIGCが開催されない結果となりました。その後、遺伝資源等に関するセミナー等をキャパシティビルディングの文脈で開催することで空白の1年間の有効活用を図り、2015年総会でのIGCマンデート更新に関する交渉を迎えました。先進国の中でも立場が分かれていましたが、EUが現状のままのテキスト交渉を進めるマンデート更新は受け入れられないとする予想以上に堅い立場をとり、交渉は難航しました。総会最終日の未明には、それまでのマンデートに関し、テキスト交渉を例示の1つとすることやエビデンス・ベースの作業とすること、成果物の法的性質を予断しないことの明確化をすること等によりEUとアフリカグループの間で妥協が図られ、IGCの空白期間が続くことは避けられました。しかし、2015年に開催されたセミナーが主題事項に関する各国の理解を深めるものとして高い評価を受けたとはいえ、これまでのテキスト交渉から改めて明らかになった基本的な事項に関する各国の理解や立場の大きな違いに変化があったわけではなく、また、新しいマンデートもEUの立場に配慮をして希釈化されたとはいえ今後の交渉に本質的な違いを生み出すかどうかは疑問のあるところです。2回の総会における難しい交渉の末の合意とあって今は歓迎ムードが勝っているとはいえ、再開する交渉において本質的な問題も含め何らかの具体的な方向が見いだされたわけではありません。議長の交代も踏まえ、今後交渉がどのように進んでいくかとても興味深いところです。個人的には、これまで本件は、現実の難しさに比して光を当てられすぎたところがあり、ランディングゾーンを見いだすのがかなり困難であるところ、今後期待値コントロールを間違えると組織にダメージを与える爆弾になりかねないとの危惧を持っているところです。

## (8) WIPO 標準に関する委員会

(CWS : Committee on WIPO Standards)

CWSが開発アジェンダ調整メカニズムの下で開

発アジェンダ勧告の実施について総会に報告すべきWIPO関連組織に該当するかどうかを巡って先進国と途上国の間では激しい対立があります。先進国は、極めて技術的なCWSが調整メカニズムの下に置かれること、ひいては、それがPBCと調整メカニズムの関係に影響し、調整メカニズムがPBCにおける開発予算増加のために使われることを懸念しています。途上国はCWSの度に、開発アジェンダ勧告の実施に関する議題の追加を提案しアジェンダ採択自体を人質にとって自分達の主張を通そうとしてきました。これまでは、専門家による技術的な議論と並行して調整メカニズムとの関係に関する非公式協議を行う等によって妥協が図られてきましたが、2014年の第4回会合では、途上国側が同様の追加議題のためにアジェンダ採択を人質にとったままついに歩み寄らず、アジェンダ採択ができないまま会合をサスペンドするに至りました。それ以来、副議長であるパナマ大使の下で累次の非公式協議が行われていますが合意に至っておらず、再開会合開催の目処は立っていません。本件は開発アジェンダがらみの議論でWIPO本来の技術的な議論が妨げられている例であり、WIPO標準がたまたま委員会レベルであるために犠牲になっていますが、過去にはPCT作業部会が荒れた例もあり、他の技術的な会合に飛び火しないとも限りません。本件は自分がコーディネーターを務めるうちに解決したいと思った案件の一つでしたが、解を見出すことが出来ませんでした。政治的な議論は政治的な議論として、技術的な議論を妨げない形で行われるような健全な解が一刻も早く見いだされることを願う次第です。

## 5. WTO

帰国後の2015年12月20日、「WTO 展望描けず5日間終わる」とのナイロビで開催された閣僚会議の結果を伝えるニュースが配信されました。WTOにおける新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の停滞から、最近のジュネーブにおける知財の議論はほとんどがWIPOですが、そのような状況の中、この3年半の間にWTOで知財に関する2つの大きな決定がなされました。LDCに対するTRIPS協定の経過期間（適用が免除される期間）を8年間延長し2021年までとする2013年6月のTRIPS理事会に

おける決定、及び、LDCに対する医薬品に関するTRIPS協定の経過期間をさらに延長し2033年までとする2015年11月のTRIPS理事会再開会合における決定、です。これらの経過期間延長は、いずれもLDC諸国がLDCとしての地位を卒業するまでの無期限延長を求めたのに対し、先進国との交渉結果としてこのような期限付の再延長が合意されたものです。LDCは、2013年の交渉過程において、既存のノー・ロールバック条項（経過期間中にTRIPS協定との整合性を低下させるような法改正等を行うことを禁止する条項）の廃止を主張する等、経過期間はLDCの権利であり、それによってTRIPS協定を遵守しなくて良い柔軟性こそがLDCの開発に資するとの姿勢をとりました。また、医薬品の経過期間延長では、知財の医薬品価格への影響を理由に、経過期間延長を支持する声明が国際機関、NGO等から次々と出され、EU加盟国間の意見の相違にもかかわらず欧州委員会が早々に支持を表明する等によって経過期間延長によりTRIPS協定を適用しないことがLDCの公衆衛生問題を解決する道という空気が支配的でした。ドーハ・ラウンドの成果が乏しい中において、これらの経過期間延長の決定はWTOにおける重要な価値ある決定として評価されましたが、知財がイノベーション、そして、開発の源泉であると考えられる知財関係者にとっては、相当に複雑なところでした。この決定に至る経緯やその評価は、今の知財を巡る国際的な情勢と多国間知財外交のますますの難しさを極めて象徴的に表していると言えるでしょう。

## 6. 結び

約3年半の間、多国間知財外交の最前線であるジュネーブに身を置き、また、コーディネーターとして交渉の核となる部分に直接関わった経験は、何物にも代えがたい貴重なもので、チャレンジングであると同時にとても楽しく充実した期間でもありました。色々な人と話をして情報をとったり、議論したり、会合で交渉する、すなわち、ある意味しゃべるのが仕事の外交官は、審査官と全く違った仕事であるとも言えるかも知れません。ですが、そういった世界で気後れすることなく他国の外交官と渡り合えたのは、特許庁において、そして、審査官として実

務を経験し、知財について地に足のついた理解をしているという自信があったからこそと思っています。また、改めて感じたことは、交渉は結局人であるということです。マルチの世界では、小国の代表であっても、その能力や経験から強い発言力や影響力を持つ外交官もいます。また、各人が動けるのは首都が定めた対処方針の範囲内とはいえ、多くの場合その中で具体的にどのように動くかが交渉の鍵となり、また、現場の状況をどう伝えてどういう対処方針をとるかも現場の人間によるところが大きいものと思われまます。国際交渉というと個人の持つ意味合いは大きくないとの印象を持たれるかも知れませんが、思っているよりも属人的で、そこが1つの醍醐味でもあるのです。

知財に限らずマルチでの意思決定の困難性が強調される昨今であり、知財はその性質ゆえに常に南北対立の潜在的危険を含有し、それがさらにマルチを難しくしていることは否めませんが、グローバルスタンダードあるいはその基盤を作り上げる場としてマルチが最適であることは、特にTRIPSの最恵国待遇による均霑がある知財の世界においては、変わらぬ事実であると思います。長い時間軸ゆえに行動と具体的成果の直接的な連関が単純には見えにくいこともマルチの一つの特徴かも知れませんが、積極的に議論に参画し、小さくても合意を積み上げていくことに貢献し、自国のプレゼンスを高めることが、短期間での成果として目指すべきものであり、それが長い目で見た時のマルチという大きな枠組みでの成果につながっていくのではないかと思います。

今こうやって寿府代時代を振り返り、多国間知財外交について何かのことを書けるのも、寿府代で共に仕事をした方々を始め、普段の仕事上つながりの深かった特許庁国際課、外務省知財室の方々、在任中に寿府に出張で来て頂き共に仕事をさせて頂いた多くの方々を始めとする周りの方々のサポートによるものと感謝しており、この場を借りて改めて感謝の意を表したいと思います。そして、長文に最後までつきあって下さった皆様にも深く感謝しつつ、ここで筆を置きたいと思います。ありがとうございました。

## profile

伏見 邦彦 (ふしみくにひこ)

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1998年4月  | 特許庁入庁 (生命工学)               |
| 2002年4月  | 特許審査第三部審査官 (生命工学)          |
| 2003年7月  | 特許情報利用推進室 (当時) 分類企画係長      |
| 2005年1月  | 特許審査第三部審査官 (生命工学)          |
| 2006年4月  | 経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐       |
| 2008年7月  | 特許審査第三部審査官 (生命工学)          |
| 2008年10月 | 外務省経済局国際貿易課知的財産室課長補佐       |
| 2011年8月  | 審判部審判官 (第22部門 (生命工学) (当時)) |
| 2012年7月  | 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官     |
| 2015年11月 | 現職                         |